

第3号議案 平成30年度事業計画(案)承認の件

平成30年度事業計画書(案)

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

基本方針

小規模事業者を取り巻く申告納税環境はここ数年で大きく変化し、プレプリント申告書の送付対象者の見直し、セルフメディケーション税制の実施、マイナンバーにかかわる様々な改正がおこなわれた。平成30年度税制改正により、青色申告特別控除65万円の見直しが平成32年分から実施される。そして、平成31年10月には、消費税率10%への引き上げや軽減税率8%の導入も予定されている。会員の高齢化が進行するなか、ますます帳簿記帳等が困難とされる状況も予想されるので、会員の皆さまに納税環境の変化や内容をご理解いただき、さらなるICT化を進めていく努力をしなければならない。申告期の相談会は、貸会場となるためインターネット環境が整っていない。スムーズに処理するためにこのような環境を整備していくことが今後の大きな課題である。

今年度も税制改正が続く中、日々の記帳から決算、申告までスムーズにおこなえるよう、年間をつうじた相談会を開催し、ひとりひとりにあった指導・情報を提供させていただき、信頼され気軽に相談されるような事務局、人材づくり、そして青申会に入っていて良かったと思っていただけるような体制を、目指していきたい。

そして、今年9月には東北ブロック大会が当県連主催で開催されることとなっている。皆さまのご協力・ご支援をお願いし成功裡に終了できるようすすめて行きたい。

以上を基本方針として本年度も各行政機関・関係諸団体と密なる連携を図りながら、次のような事項を中心に事業活動を展開していきたい。

具体的施策

1. 指導・相談事業

- (1) 会計ソフト『ブルーリターン A』の普及拡大ならびに指導相談体制の強化
- (2) 新規会員及び既存会員に対する記帳相談会の実施
- (3) 小規模企業共済・中小企業退職金共済・労働保険等公的制度の加入促進
- (4) 各種研修会の実施
- (5) 東北税理士会仙台北支部との連携による代理送信の実施・国税庁HPの確定申告書作成コーナーを活用してICT化の普及推進

2. 組織活動

- (1) 会財政基盤の確立・強化
- (2) 全青色が掲げる税制改正運動への積極的参画
- (3) 青色申告制度の普及促進
- (4) 租税教室の開催
- (5) 青年部・女性部の部員増強及び活動内容の充実
- (6) 親睦旅行等の継続と実施

3. 会勢拡大運動・広報活動

- (1) 会員特典を充実させ、新規会員のみならず既存会員にも魅力ある会を目指す
- (2) バス広告等の媒体を活用し、会PR活動の継続
- (3) 『一会員・会員一名紹介運動』の継続
- (4) 会報『青申ぎゃらりい』を発行し、情報提供の充実及び各種相談会等の周知
- (5) HPを通じた会活動のPR及び情報提供を充実させる